

学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 対象品一覧（例示）

※ 基本的に学校の授業で使用するものが対象となります。（クラブ活動や家庭で使用するものは支給の対象外）

分類	品 名	支給の可否	可 否 の 条 件 ・ 理 由
衣 類	制服・標準服・通学用服	○	日常生活と共用しているものは対象外。
	体育用衣類・体育帽	○	体育・訓練で使うことが確認できれば可。
	水着・水泳帽	○	授業で使用するものに限る。
	作業衣・ユニホーム・エプロン	○	授業で使用するものに限る。クラブ活動で使用するものは対象外。
	レインコート	○	通学用として使用するものは可。
	帽子・手袋・マフラー・耳あて等の防寒具	○	防暑用・防寒用として必要な場合は可。
	下着・靴下	△	生活訓練の一環として着替え学習などで使用する場合のみ可。
	運動会や発表会で着用する衣服	△	授業で作成したTシャツを着用するなど、教材として使用するのであれば支給可。
	スーツ	×	卒業式や職場実習に必要な場合でも不可。
履 物	上履き	○	
	運動靴	○	通学及び体育等授業で使用するものは可。
	雨靴	○	通学で使用するものは可。
	作業靴	○	授業で使用するものに限り可。
	ビーチサンダル	△	安全性の確保等学校から必須とされている場合は可。
通 学 用 品	ランドセル・カバン・リュック・靴袋	○	通学用として可。
	医療的ケア用具を学校に持参するために使用するバッグ類	△	当該バッグがなければ持ち運びができない等相当な理由がある場合のみ可。
	校外学習・宿泊行事用のカバン、衣服、弁当箱	×	通常の学習活動で使わないものは対象外。
	雨傘	○	通学用として可。原則1本。ただし紛失・破損等使用できない状況であれば支給可。
	時計・定期用パスケース・財布	△	自主通学の生徒で真に必要と認められる場合のみ可。
	防犯ブザー	△	通学路で危険を伴う等相当の理由がある場合は可。
	自転車通学用ヘルメット・ライト他	○	安全上必要であると認められる場合は可。
	自転車本体	×	
学 用 品 等	筆記用具	○	通常授業で使用するものは可。
	辞典	○	電子辞書も含め、授業で使用する場合は可。
	練習帳・ドリル	○	授業で使用するものは可。

分類	品 名	支給の可否	可 否 の 条 件 ・ 理 由
学用品等	そろばん・電卓	○	授業で使用するものは可。
	楽器（ハーモニカ・リコーダー等）	○	授業で使用するものは可。クラブ活動で使用するものは不可。
	ゴーグル・目薬（プール用）	△	児童生徒の状況により真に必要な場合は可。
	バスタオル	△	プール授業で使用するものに限り可。
	歯磨き用品	△	生活訓練の一環として使用する場合のみ可。
	摂食指導用品（スプーン等）	△	児童生徒本人が将来の自立や訓練のためなど教育目的で必要性が認められる場合のみ可。
	オムツ・尿とりパッド・パンツ	△	排泄指導用として使用する場合のみ可。
その他の	ハンカチ	○	校内使用に限り可。
	マスク	△	給食配膳等で学校が指示した場合のみ可。花粉症や感染症対策として使用するものは対象外。
	ティッシュ	×	生活用品につき支給対象外。
	ぞうきん	△	実習等で使用するなど学校活動で使用するものに限り可。
	ビニール袋	×	生活用品につき支給対象外。
	手指消毒用アルコール、使い捨て手袋	×	学用品とは言えないので対象外。
	水筒	△	学校から持参するよう指示があった場合のみ可。
	姿勢保持用具	△	市町村からの補助がなく、校内でのみ使用するものであり、用具がなければ学習に支障をきたすと認められる場合のみ可。
	毛布・湯たんぽ	△	校内でのみ使用するものであり、低体温の児童生徒が学習時に体温を保持するために必要な場合のみ可。
	医療的ケア用具（吸引用チューブ、アルコール綿等）	×	医療・福祉用品は対象外。
	気管切開している児童生徒用使い捨て袋	×	衛生用品のため対象外。
	食品用はさみ	×	刻み食の児童生徒が個人で持ってきて、教員が給食の際に使用する場合でも不可。
	指示書・診断書等	×	学用品との解釈は困難であり、支給不可。
	職場実習に参加する生徒の検便費用	×	学用品との解釈は困難であり、支給不可。
	課税証明書発行手数料	×	就学に必要な費用とは言えないので支給不可。
	通販購入時等の送料・代引き手数料	×	学用品そのものではないので支給不可。

※記載のない物品についても、お子さまの状況に応じて判断することになります。わからないことがありましたら、事務室までお問い合わせください。